



2024年4月16日

各 位

会 社 名 株式会社キャンドウ
代表者名 代表取締役社長 城戸 一弥
(コード番号：2698 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 管理本部 本部長 飯田 徹
(TEL 03-5331-5124)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについて決議し、本制度の改定に関する議案を2024年5月23日開催予定の第30回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の概要

当社は、2019年2月26日開催の第25回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬として、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

この度、当社における役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限期間について、「割当てを受けた日より3年ないし5年の間で当社の取締役会が予め定める期間」から「割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職の直後の時点までの間」に変更いたします。このほか、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」といいます。）について、「当社の取締役の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。また、かかる譲渡制限期間及び在任条件の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、本株主総会において本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、改定前の本制度に基づき対象取締役に対して既に付与済みの譲渡制限付株式についても、対象取締役の同意を得ることを条件として、本制度の改定と同様の譲渡制限期間及び在任条件並びにそれに伴う所要の変更をする予定です。

また、本株主総会において本制度の改定に関する議案が承認されることを条件に、当社の子会社の取締役及び従業員に対しても、改定後の本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2019年1月23日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上